

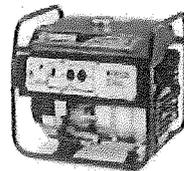
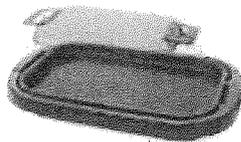
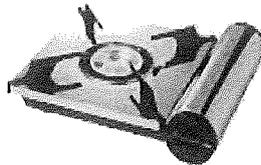
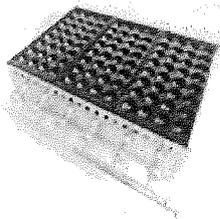
出展テントでの火気使用に係る留意事項について

甲府地区広域行政事務組合火災予防条例において、「対象火気器具」に該当する火気器具を使用するテント出展者は、テント内に初期消火用の消火器(住宅用は除く)を備えることが義務づけられています。

○「対象火気器具」とは、食品調理、暖房等の用途や熱源・燃料(電気・ガス・石油・木炭等)を問わず、その使用に際し発熱が生じ(火が直接見えない物も含む)、火災発生のおそれがある器具が該当します。

大まかな器具の種類は下記のとおりですが、別紙の「出展テントでの対象火気器具等一覧表」の記入例も参考にしてください。

- 1 気体燃料を使用する器具 (ガスコンロ・ガスストーブなど)
- 2 液体燃料を使用する器具 (自家発電機・石油ストーブなど)
- 3 固体燃料を使用する器具 (薪ストーブ・かまどなど)
- 4 電気を熱源とする器具 (電気コンロ・電気ストーブなど)



○ 対象火気器具を使用する出展テントごとに、テント内の火気器具と消火器の配置図を作成し、管轄の消防本部に提出する必要があります。

実行委員会が取りまとめて、提出しますので【様式1-3・出展テント内の平面図】の中に、使用する全ての火気器具と消火器の配置を必ず記載してください。

※ 見取り図に配置の記載が無い出展計画書は不十分で受領できないので、出展決定ができません。

○ 「出展テントでの対象火気器具等一覧表」も消防本部に実行委員会が提出する火災予防計画の資料となりますので、必ず作成し、提出してください。

火気器具使用の出展者については、当該一覧表の提出がない場合、書類不十分のため、出展決定ができません。

※ 出展テントに備えるべき「消火器」について

「消火器」とは、「消火器の技術上の基準を定める省令」(昭和39年自治省令第27号)第1条の2第1号に定める消火器で、水バケツ・エアゾール式簡易消火器具および住宅用消火器は該当しません。なお、使用する消火器は、設計標準使用期限内で法令に従って点検された良好なものとしてください。